

府科事第1412号
令和5年12月21日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
の新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可について（答申）

令和5年11月29日付け原規規発第2311291号をもって意見照会の
あった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項第1号
に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげんの新型転換炉原型炉施設の原子炉設置変更許可申請書に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、原子炉は運転されないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行うこと
- ・国外において再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウムは、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者に平和利用の目的のみに譲り渡すこと

等の諸点については、その妥当性が確認されていること、加えて我が国では当該原子炉も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関（IAEA）から得ていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果から、当該原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

なお、原子力委員会は、我が国が堅持する「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則の下、原子力の平和利用に係る透明性向上等の観点から、平成30年7月に「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を決定し、我が国のプルトニウム保有量を減少させる方針等を明らかにしてきたところである。本件申請における取扱いによって我が国のプルトニウム保有量が増加することはないと考えられるため、かかる観点からすると、本件申請については、基本的な考え方と矛盾しているわけではないと考える。一方、基本的な考え方は、本件申請における「使用済燃料を再処理することにより得られるプルトニウムを他国に譲り渡すこと」との取扱いの是非について判断するために示しているものではないことを申し添える。

原規規発第2311291号
令和5年11月29日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可に関する意見の聴取につ
いて

上記の件について、令和5年7月28日付け令05原機(ふ)113(令和5年11月16日付け令05原機(ふ)257をもって一部補正)をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第43条の3の8第2項において準用する同法第43条の3の6第3項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

なお、審査の結果、別紙のとおり、本件申請が同条第1項第1号に規定する基準に適合していると認められると判断したところであるが、使用済燃料を再処理することにより得られるプルトニウムを他国に譲り渡すこと自体の是非は原子力規制委員会が判断すべき事柄ではなく、本件申請が「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」(平成30年7月31日原子力委員会決定)に整合しているかは貴委員会において判断されるものと理解していることを申し添える。

(別紙)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげん
新型転換炉原型炉施設原子炉設置変更許可申請書の核原料物質、核
燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への
適合について

令和5年7月28日付け令05原機(ふ)113(令和5年11月16日付
け令05原機(ふ)257をもって一部補正)をもって、国立研究開発法人日
本原子力研究開発機構 理事長 小口 正範から、核原料物質、核燃料物質及
び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「法」とい
う。)第43条の3の8第1項の規定に基づき提出された新型転換炉原型炉施
設原子炉設置変更許可申請書に対する法第43条の3の8第2項において準用
する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準への適合について
は以下のとおりである。

本件申請については、

- ・既に廃止措置中であり、運転停止に関する恒久的な措置がとられており、
原子炉は運転されないこと
- ・使用済燃料については、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力の
ための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う
という方針に変更はないこと
- ・国外において再処理を行う場合、再処理により回収されるプルトニウム
は、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している
国の許可を有する原子力事業者に平和利用の目的のみに譲り渡すこと

から、発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認めら
れる。